

国連採択30周年と日本政府批准25周年 子どもの権利条約の現状と課題についての報告

著者	松倉 聡史, 塚本 智宏
雑誌名	地域と住民 : コミュニティケア教育研究センター年報
号	4
ページ	69-80
発行年	2020-05-31
出版者	名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター
ISSN	0288-4917
書誌レコードID	AN0001106X
論文ID (NAID)	40022266775
URL	http://id.nii.ac.jp/1088/00001857/



実践報告

国連採択30周年と日本政府批准25周年 子どもの権利条約の現状と課題についての報告

松倉聡史¹⁾* 塚本智宏²⁾

¹⁾ 名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科 ²⁾ 東海大学札幌教養教育センター

キーワード：子どもの権利研究会 子どもの権利条約 ポーランド・コルチャック

はじめに—子どもの権利条約国連採択30周年と日本政府批准25周年に向けての企画と研究報告—

2019年度は子どもの権利条約の国連採択30年、日本政府批准25年の記念すべき年として、子どもの権利の推進の経過と課題を確認すべく、重要なイベントや研究報告を企画していた。国連NGO/NPO法人子どもの権利条約総合研究所北海道事務所が2016年に創設されて以来、各年度に2回、子どもの権利研究会を名寄市立大学の道北地域研究所およびコミュニティケア教育研究センターの共催として開催してきた。国連子どもの権利委員会の第4・5回の日本政府報告書に対する緊急を要する勧告に見られるように、日本国内における子どもの権利の推進状況は子どもの意見表明権・参加権の尊重、子どもへの体罰、深刻な児童虐待、少年の刑事処罰の厳罰化等の課題を重視しつつ、北海道における子ども（の権利）条例を制定した自治体の子どもの権利の推進状況を検証する目的で第9回・10回子どもの権利研究会を企画した。しかしながら、2020年3月7日に予定されていた第10回子どもの権利研究会（札幌エルプラザ）は新型コロナウイルス肺炎の防止のためにイベントの開催を自粛し、やむなく中止とした。2019年8月31日（土）に北広島市で開催された第9回子どもの権利研究会を松倉が報告し、第10回子どもの権利研究会で研究報告する予定であった塚本が研究ノートを執筆担当する。

1. 第9回子どもの権利研究会（北広島）の概要の報告

1) 第9回子どもの権利研究会の企画の概要は以下の通りである。

『子どもの権利の推進 これまでとこれから—子どもの声を聴き取るために—』

日時 2019（令和元）年8月31日（土） 13時30分～17時

会場 北広島市エルフィンビル2階会議室

第I部 報告 「北広島における子どもの権利条例の普及促進と子ども参加」

仲野 邦廣（北広島市子育て支援部長）

コメント 全国の子どもの権利条例と北広島市

荒牧 重人（子どもの権利条約総合研究所長）

第II部 「北広島市子どもの権利の権利救済委員会の活動 その現状と課題」

内田 信也（弁護士、北広島市子どもの権利救済委員）

特別報告 「子どもの心に寄り添った相談の実践—児童会館の広報活動やライン相談など—」

札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター） 近藤 里沙（相談員）

飯村 伸孝（相談員）

2) 第9回 子どもの権利研究会の報告内容の概略

2019年度は北広島市でも子どもの権利条例が制定されて7年が経過した年でもある。北広島市における子

*責任著者 E-mail:matsukura-tm@live.asahikawa-u.ac.jp

どもの権利条例の実施に関わる現状と課題を中心にまとめ、特に今回の研究会のキーワードとしての「子どもの声を聴き取ること」をめざして、広く意見交換がなされた。

第一部では、仲野邦廣氏(北広島市子育て支援部長)から、北海道において北広島市が札幌圏のベッドタウンとして発展し、札幌市と新千歳空港の中間に位置する交通の要衝でもあり、北海道日本ハムファイターズの新球場の建設地として米国流「ボールパーク構想」を打ち出す夢のあるまちづくりの推進が紹介された。歴史的には「少年よ、大志を抱け」の有名な言葉を残したクラーク博士ゆかりの地でもあり、「The Ambitious City」という市のロゴにもなっている。2012(平成24)年に制定された北広島市子どもの権利条例は前文に子どもが夢と希望を持ち、幸せに暮らせるまちを目指すとともに平和を願うまちであることが鮮明に宣言されている。子どもの権利条約の趣旨が生かされた子どもの権利がバランスよく整備されており、子どもが安心して生きる権利、子どもの意見表明権・参加権が中心となり、市民的権利や家庭における権利の保障や虐待や体罰の禁止規定、子どもの相談・救済に関する規定も盛り込まれている。子ども向けのパンフレットや大人向けのパンフレットを作成し、普及・啓発活動に努力し、認知度の向上を目指している。子ども会議は子ども同士での意見交換によって、市長と教育長へ働きかけるという子ども参加の意義を果たしている。また、3まち子ども交流として北広島市、札幌市、奈井江町の子どもが札幌市で交流し、「子どもにやさしいまち」をテーマに意見交換の機会を設けている。

荒牧重人氏(山梨学院大学教授)からは日本の自治体における子どもの権利保障の現状と課題として、子ども虐待として児童虐待防止法(2000年)等により精力的に取り組んでいるにも関わらず児童相談所の相談件数は増加の一途をたどっており、いじめについてもいじめ防止対策推進法(2013年)のもとでもいじめの増加が最多となっており、不登校数においても増加の割合が最多となり、20歳未満の自死数も最悪となり、子どもの貧困率も子どもの貧困対策法(2013年)のもとでも依然高い数値を示しており、ひとり親家庭が50%を超えていることが指摘された。子どもの権利条例についてはいかに実施できる条例をつくるかが鍵であり、条例の効果的な実施に向けて子どもの権利の広報・普及の重要性とともに子どもの意見表明・参加を重視し、子どもの居場所を確保し、子どもの権利侵害に対しては子どもの相談・救済機関の体制整備が重要でもあり、公的第三者機関としての条例による根拠づけの必要性が語られた。また、子どもの権利条例にもとづく子ども施策や「子どもにやさしいまちづくり」としての自治体相互の情報交換、研修の機会を推進する日本におけるネットワークづくりの重要性が語られた。

第Ⅱ部では「子どもの声を聴き取るために」のテーマのもとに、内田信也弁護士(北広島市子どもの権利救済委員)から、子どもの相談救済委員が待ちの姿勢ではなく、子どもの相談を掘り起こすための子どもに近づくミニ講義を展開し、子どもの相談件数を伸ばす取り組みが語られた。子どもの相談は友人関係や教師への不信が多く、子どもの意見表明権が尊重され、子どもの意見が聴かれる権利として尊重される環境が整備されることの重要性が指摘された。子どもの相談・救済の解決には子どもの意見に寄り添って導かれているのか、子どもの権利主体性について大人が本気で考えているのか、子どもと一緒に考えているのか強調された。

特別報告として近藤里沙氏(相談員)、飯村伸孝氏(相談員)から、「子どもに寄り添った相談の実践」と題して、札幌市子どもの権利救済機関(子どもアシストセンター)の取り組みが報告された。子どもアシストセンターの相談は、電話相談や面接のほかにEメール相談も受け付けていることが特徴であったが、最近ではEメールの相談件数も減少していた。そこで子どもたちの間で浸透しているSNSに注目し、多くの子どもたちの声を聴き取るための相談手段としてLINEを試験的に導入したことが報告された。相談のアクセスが増加し、実際の相談対応画面も映されて、興味深い報告となり、聴取者の関心を引くこととなった。

2. 第10回子どもの権利研究会（札幌）の中止にかえて

第10回子どもの権利研究会は下記の内容で開催を準備していたが、中止となった。そのため、ここでは、子どもの権利研究の関連領域に関して、報告準備をしていた塚本が、今後検討する研究資料を紹介する形で報告にかえたい。

1) 準備されていた第10回研究会の概要

（案内文）子どもの権利条約制定から30年が経過し、子どもの権利と共に歩んできた喜多明人 早稲田大学教授の退職を記念する講演と、子どもの権利研究・実践の歩みを報告及び検証したい。子どもの権利研究の更なる発展と次世代につなぐ第10回子どもの権利研究会に多数の市民の参加と意見交流をお願いします。

日時 2020（令和2）年3月7日（土） 13時30分～17時（受付13時～）

会場 札幌エルプラザ 札幌市北区北8条西3丁目

第Ⅰ部 講演：「子どもの権利条約の歩みと課題」

喜多 明人（早稲田大学教授）

第Ⅱ部 報告：子どもの権利についての歴史的研究および実践の展開と課題

1 国際的な子ども権利史研究の一動向について

塚本 智宏（子どもの権利条約総合研究所北海道事務所副所長）

2 芽室町子どもの権利条例にもとづく子ども施策

清末 有（芽室町子ども支援課 発達支援センター長）

3 子どものための連携と情報共有

野村 武司（東京経済大学教授）

コメンテーター：荒牧 重人（山梨学院大学教授）

2) 子どもの権利研究国際的動向に関する研究ノートと資料

子どもの権利条約の歴史におけるポーランドの役割、また、それとも絡むが子どもの権利史のパイオニアの有力な一人としてのヤヌシュ・コルチャックの名をとりあげることは、疑いのないものになっている。2018-2019年は、子どもの権利条約国連採択30周年かつヤヌシュ・コルチャック生誕140周年の年であり、国内ではいくつもの関連記念行事が開催されたり、また、2020年3月には開催には至らなかったものの、私達子どもの権利条約総合研究所の北海道事務所では、上記の事に関し早くから注目して日本の子どもの権利条約の国際的背景に関する多くの仕事をしてきた喜多明人先生の研究講演を予定していた。新型コロナウイルス感染予防策のために開催には至らなかったものの、喜多氏からは、ちょうど退職記念号として書いた早稲田大学大学院教育学研究の論文（喜多明人、2020、「ヨーロッパ中心の条約」としての子どもの権利条約の特徴と克服すべき課題（『早稲田教育学研究』第11号））が送られて来た。ここでは内容を紹介する余裕がないが、まさに上記のポーランドやコルチャック研究に関わった内容で、筆者が多少用意してきた内容と少なからず重なるものであった。

以下①②③は、本研究報告で紹介をしておきたい研究資料とそれらに関するコメントである。今後の国際的な子どもの権利研究の材料となれば幸いである。

① 第一に、ヤヌシュ・コルチャックの子どもの権利論では、1967年から2018年に至るまでの自由のマグナカルタ3権の英訳の変遷について、いくつかの例を示しながら、その意義を議論してみたい。

② 第二に、子どもの権利条約成立時のポーランド・コルチャックの関わりについて、国連のOHCHRが作成した、The Legislative History of the Convention on the Rights of the Child（Vol.1, New York and Geneva）2007年の国連資料の中に収められているポーランドのアダム・ウォパトカの発言について、本来のポーランド語の出典を探しながら、確認してみたい。

③ 最後に、近年の国際的な子どもの権利研究論集の文献目録と紹介では、国際的な子どもの権利研究の

英語文献 (主として北海道大学所蔵) から和訳メモを紹介しておきたい。

<1> 研究ノート1. ヤヌシュ・コルチャックのマグナカルタ、子どもの権利論
—1967-2018年 自由のマグナカルタ3権の英訳の変遷と誤訳と意識の数々—

以下に、コルチャックの子どもの権利論でもっとも有名なマグナカルタ三権を記載した『子どもをいかに愛するか』第37章と、ポーランド語から英語に初めて翻訳された1967年から現在に至る英訳文を、資料1と資料2として掲載する。

資料1. コルチャック著『子どもをいかに愛するか』(1918)第37章

「気をつけ！ ひょっとしたら今我々はあなた達と意見がまとまるかもしれないし、あるいは、永久に意見を違えるかもしれない。どんな思想も、それがうっかり口からこぼれそうになったり、ひっそり身を隠しているものでも、また勝手にさまよい歩くどんな感情も、意思の骨折りを通じて、秩序を呼び寄せ規律正しい隊列に配置しなければならない。

私は、自由のマグナ・カルタを、子どもの権利を訴えたい。おそらく、それらよりもっと大きなものになるだろうが、私は3つの基本的なものを規定する。

1. 子どもの死に対する権利。
2. 今日という日に対する子どもの権利。
3. 子どもがあるがままでいる (存在する) 権利。

- (1. Prawo dziecka do śmierci.
2. Prawo dziecka do dnia dzisiejszego.
3. Prawo dziecka , by było tym, czym jest.)

子どもは、これらの権利を受け取りながら、可能な限り少なく過ちを犯すことを知るべきである。過ちは避け難いものである。しかし、穏やかに、彼は自分でそれを正すようになる、驚くほど注意深く。ただ、我々がこの価値ある才能や彼の防御の力を弱めなければの話である。」¹

資料2. コルチャック著『子どもをいかに愛するか』(1918)第37章 マグナカルタ三権の英訳

- a. ポーランド p.128 (1967) (国・ページ・文献の出された年)

The right of child to die
The right of child to the present day
The right of child to be what he is...

- b. ポーランド p.207 (1997)

The child's right to death
The child's right to the present day
The child's right to be what he or she is

¹ Janusz Korczak, *Dziela*, t.VII, s.43.

我が国での翻訳にかかわっていると、近藤康子岩波ジュニア新書『コルチャック先生』(p.104)は、1子どもの死への権利,2子どもの「いまを生きる権利,そして、3子どもの「人間である」権利となっている ((おそらくフランス語を介してであろうが誤訳の根拠はわからない)。ドイツの新教育研究文献の訳書、フリットナーの『教育の改革』(訳)は (p.50)は、1自分の死に対する子どもの権利,2今日という日に対する子どもの権利,3子どもが現にあるがままにあるという子どもの権利というほぼ正確な翻訳となっている。

- c. ブラジル p.3 (1998)
 - The child's right to death
 - The child's right of living her present life
 - The child's right of being what she really is
- d. オランダ p.2 (2010)
 - The right to die (a life) of one's own
 - The right to today
 - The child's right to be as he or she is
- e. ドイツ p.506 (2011)
 - The right of the child to die
 - The right of the child to live for today
 - The right of the child to be what she or he is
- f. カナダ p.30 (2018)
 - A child's right to die
 - A child's right to the present day
 - A child's right to be what a child is

多少これらの英訳作業に関わるコメントを、a~fの順で、まず記しておきたい。

- a. (Selected works, 1967) Selected works of Janusz Korczak. [Selected from Polish by Martin Wolins. Translated by Jerzy Bachrach]. 1967 liv, 742 p. (ポーランドで初めて刊行された英語版選集)
- b. (A.Lewin,1997) What has he left to us (From the Writings of Janusz Korczak) ,Polish Academy of Sciences,<<Dialogue and universalism>>,No.9-10/1997,p.207. (ポーランドのワルシャワ大学と科学アカデミーの共同出版物、月刊誌)。ポーランドの体制転換後ではじめての科尔チャック特集の号。この後、再度2001年に特集を組んでいる。この発言集の論文の編集は、当時ポーランドでもっとも著名な科尔チャック研究者レヴィンによるが、訳者は不明。
- c. (M.Gadotti,1989) Moacir Gadotti, "Janusz Korczak,As the Pioneer of Child' s Rights" ,The sixth international Janusz Korczak Association in Israel,December 15-17,1998.イスラエルで開催された第6回の国際ヤヌシュ・科尔チャック会議での報告。筆者 Moacir Gadottiは、当時のブラジルのサンパウロ大学の教授パウロ・フレイレ研究所所長でブラジルヤヌシュ・科尔チャック協会評議会のメンバーと付記されている。教育哲学が専門。本論文の引用出典を見ると、科尔チャックの諸著作は、1981年から1986年にサンパウロで翻訳されたポルトガル語文献で、『子どもはいかに愛するか』は1986年に翻訳されたものである(p.7)。
- d. (Joop Berding,2010) Janusz Korczak for workers in childcare and after-school care
日本での科尔チャック国際会議(2012年)で来日したことのあるオランダの元学校教員で後、大学の教育研究者になった人物。彼が主催するオランダ科尔チャック協会のパンフを見て驚いたが科尔チャックのマグナカルタ三権の一つが原典にはない、死(生)に対する子どもの権利となっている。にわかに誤解を受けないがためと思われる。彼は、科尔チャックに対するおもしろい評価をしている。歴史上”子どものニーズ”を”子どもの権利”に翻訳した最初の人だと述べている。
- e. (G. Eichsteller (2009, 2011) , "Gabriel Eichsteller Janusz Korczak , His Legacy and its Relevance for Children's Rights Today" , International Journal of Children's Rights,Jul. 2009, Vol. 17. 2011
もともとは、ドイツの社会福祉現場を経て、科尔チャックの研究を志した人物。彼も実践の世界から科尔チャック研究にすすんだ人物。

f. (Selected by O.Medvedeva,2018) How to Love a Child and Other Selected Works,Vol.,1-2 (Janusz Korczak Selected by Olga Medvedeva-Nathoo,Edited by Anna Maria Czernow) ,London/Chicago,2018.

カナダのコルチャック協会の活動の延長線で作られてきたごく最新の英語版選集。1930年代の教育に関する論文も含まれていて、1967年のものと異なる編集のものとなっている。このカナダでの英語版の編集者は、1990年代まではロシアでのコルチャック研究者の重鎮の一人であったメドゥヴェーデヴァによって編集されたものである。彼女がカナダに渡ってきてからコルチャック研究も活発になった。

i) 死 (死すこと) に対する権利 について

ここで、注目するのは、d のオランダ、シュープ・ベルディン氏による英訳で、ここにあるように死のあとにすぐ生といかえて「生への権利」としているのである。この権利について、オランダのコルチャック協会のシュープ氏 (もと高等学校の教員) が、幼児教育に関わる教育者を念頭に何の説明もなしにこの表現に出逢わされたときに、誤解が生じないようにと、最初から本来のコルチャックの意図するところ、(自ら) 「生きる権利」をそのまま英語表現にしているのだと思われる。私にも、日本国内で、突然この三権のうちの最初の権利に、我が国での子どもたちの自死に歯止めがかからなかった 2008 年頃、抗議のようなニュアンスで質問を受けたことがある。ただし、コルチャックの生涯に関わって、晩年には彼は、子どもの尊厳ある死を見つめていたとか、ゲッターの中で、「死を教えた」という伝説との関連で、尊厳死と解釈したくなる向きもあるが、少なくともこの三権への言及した『子どもをいかに愛するか』(1918年)の書物の文脈を見る限りその解釈は成り立たないと考えている。

ii) 今日という日に対する子どもの権利 について

①-⑥の列挙の英訳は、本質的には、変わらずほぼ一様に受け止められていると考えてよい。わずかなニュアンスの差異はある。①②⑥今日という日に対する権利に対して、③今日という日の人生を生きる権利、そして、⑤今日のために生きる権利 のいずれも、未来のためよりはむしろ、今日のために、今日を一生懸命生活するのが子どもだというコルチャックの強調したい点が読み取られて英訳されているように思われ、誤訳ではない。

iii) あるがままでいる (存在する) 権利

ポーランド語原典によると、これは、 *Prawo dziecka , by było tym, czym jest* であり、筆者はずっと日本語には、子どもがあるがままで存在する権利と訳してきた。さて、英語に訳すとどうなるか。これがもっとも訳しづらい。英語訳をそれぞれ日本語にすると以下のようになるだろうか。

①The right of child to be what he is

彼が何ものである (になる) かということに対する子どもの権利

②The child' s right to be what he or she is

彼・彼女が何ものである (になる) かということに対する子どもの権利

③The child' s right of being what she really is

彼女が実際に何ものであるのかということに対する子どもの権利

④The child' s right to be as he or she is

彼・彼女があるがままである子どもの権利

⑤The right of the child to be what she or he is

彼女・彼が何ものである (になる) のかということに対する子どもの権利

⑥A child's right to be what a child is

子どもは何ものであるの（になる）かということに対する子どもの権利

ここでの主語が、どういうわけか男性だけであったり、女性だけであったり、両方でいずれもであったり、その順が入れ替わっていたりとジェンダーも意識されているのか、それぞれの国や時代の背景が考察されても良いがここではこれらの差異は無視する。

ここではコルチャックの思想を正確に反映する英訳を選択するためのコメントをしたい。ポーランド語、また、ロシア語に翻訳されているのも同様だが、子どもは、あるがままに存在する、その権利があるというのが原義である。そういった点から見て、①、②、⑤はほぼ同じで、自分が何ものであるか、あるいは何ものになるかという未来を含んでそれは人が決めるのではなく、自己による決定を意識した権利であり、③は、彼女が実際あるようにあるという、自身の存在の権利、④は、③と同じ「今あること」に強調点があるが、私が訳した日本語にもっとも自分があるがままで尊重されることに近いもの、⑥は、以上のすべてと異なり、そこにいる者ではなく、子どもという存在として尊重されているかという意味であり、これはこれで重要な考えではあるが、ここでは誤訳とって良いのではないかと考えている、つまり、最新版の英語訳なのだが、これには疑問を呈しておきたい。とくに英語を学んでおられる方からご批判やご指摘があることを期待しているが、ひょっとすると私のコルチャック理解がそもそも違うという意見もあるかかもしれない。みなさんのご意見をぜひ伺いたいと思う。

< 2 > 子どもの権利条約成立時のポーランド・コルチャックの関わりについて国連資料

—2007年の国連資料 ポーランドのアダム・ウォパトカの発言—

Legislative history of the Convention on the Rights of the Child / Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights : set, v. 1, - New York : United Nations , 2007, xxxvii-xxxviii.

本資料の序言として、以下のような条約作成のための作業グループ委員会の委員長アダム・ウォパトカの文章が掲載されている。ひとつが子どもの悲惨な状態に対するポーランドの敏感な態度を背景とした子どもの権利受容・確立に対する大人たちの歴史的な意識の問題であり、ふたつめに、その形成に関わっているであろう現代的な子ども（期）観の問題である。

ポーランドによる条約化提案とその背景

p. xxxvii

① 1978年にポーランドは子どもの権利条約案を作成し、条約制定へのイニシアティブをとったが、それは、1946年の戦後直後のユニセフ誕生、また、1959年の子どもの権利宣言作成のときもそうであったように、それは世界中の子どもの状態を改善するための果たそうとしてきた約束の国際的な伝統によるものでした。

「その伝統とは、子どもの苦痛や悲惨に対するポーランド社会の感受性に基礎を置くものである。第一次世界大戦中またそれ以上に第二次世界大戦中に、ポーランドの子どもたちは筆舌に尽くしがたい苦痛を体験してきた。それはポーランド領内において実行された戦闘行為によるものであった。その結果、多くの子どもたちが飢餓に苦しみ、基本的な医療や教育機会を奪われ、困難で法外な労働を強いられました。第二次世界大戦中、ポーランドの子どもたちと彼らの親は、集団的に自分の家を退去させられたり、多くの子どもが

家族から引き離されナチズムの教理で洗脳されたりした。ユダヤ人やジプシーの子どもたちは絶滅の犠牲になった。今日ほとんど忘れられています、ナチ当局は、ポーランドに子どもための強制収容所をつくり、そこでは何千という子どもが命を失いました。こうした過去の出来事が、ポーランド政府に、周知のように、きわめて悲惨であったあるいは今なお悲惨である子どもの状態を改善するための行動を引き受けるよう激励してきたのである。」

② この二つの戦間期に、実は、現代的な子ども期コンセプトが発達していた。それはヤヌシュ・コルチャックの思想である。

「そのコンセプトの中核にあったのは、子どもは、自分の必要と利害そして権利を有する自律的な人間なのであり、単に保護や配慮の客体であるだけではなく、尊重されて当然のその利害や権利をもつ主体なのである。この概念はまた、次のことをも承認するものであった。子どもは、その発達の確かな段階において、自らの見解を形成し表明する力をすでにもっており、また、その見解は当然考慮されてしかるべきものだ。この新しい子ども期の考え方を中心になって主唱したのがヤヌシュ・コルチャック博士であった。医者であり、作家であり、哲学者であり、そして、教育者であった。彼は、彼の子ども期に対する見方に忠実にその生涯においてこれを立証した。彼の命が救われる機会があったにもかかわらず、彼は最後まで子ども達と留まることを決め彼らの世話をし、1942年ナチスの絶滅収容所トレブリンカのガス室で彼らとともに亡くなったのである。ポーランド政府が、1978年に最初の子どもの権利条約案を提案した際に、コルチャック博士の子ども期に関するコンセプトを世界中に広めることを望んだ。」

この2008年の国連の条約制定に関する文書におけるウオパトカの引用発言は、2000年にポーランドで刊行されたコルチャック研究者のヴィンチツカが編集した論集文献『子どもの権利の人間性』のなかに収められた論文「子どもの権利条約成立の周辺」をほぼそのまま英訳・転載したものである（この論文の上述の同じ内容は、拙著『コルチャックと「子どもの権利」の源流』pp. 14, 17 参照）。国連の文書成立時期には、ウオパトカ Adam Lopatka (1928-2003)は、すでに他界している。

Adam Lopatka, Okolicznosci powstania Konwencji o Prawach Dziecka, J. Bińczycka (red) ., Humaniści o prawach dziecka, 2000. Warszawa, c. 17-18.

とはいえ、条約成立時におけるポーランドの関わりやコルチャックの存在が一定の意味をもったことは、ポーランド国内だけでなく国際的にも確認された事実となったとあって良いのだろう。

ひとつ加えて今後の研究につなげて考えたいことだが、当時のポーランド政府が人権問題に関わろうとしていた背景には、人権問題を西側に独占させておくことが望ましくないと考えたことも同じ文書のなかで触れられているが、さらに1979年にコルチャックに関わる政府の肝いりの研究施設の構想があったことが最近の研究で発掘されており、政治的な力もそこには働いていたということのようだ。これについては、2012年国際コルチャック年にワルシャワ集まった世界の研究者たちの研究報告集のなかのW. タイス論文を参照されたい。 **Biuro Rzecznika Praw Dziecka, Rok Janusza Korczaka 2012: NIE MA DZIECI - SĄ LUDZIE, Warszawa, 2013 (dual-language book introduces the Year of Janusz Korczak)**

ちなみに、2019年に、ポーランド外務省は、ポーランドと条約やコルチャックとの上述の関係について、先の国連文書に基づいて（と思われる）英文パンフレット『ポーランドと子どもの権利条約/ヤヌシュ・コルチャックの遺産』（右写真）を作成し、日本では、日本・ポーランド国交樹立100周年（1919-2019）事業の一環としてその日本語訳版を作成している。刊行に意味のあることとしてここに紹介しておきたい。



< 3 > 近年の国際的な子どもの権利研究論集の文献目録と紹介 子どもの権利 国際文献 目次集
—国際的な子どもの権利研究の英語文献（主として北海道大学所蔵）—

ここで紹介する論文（章タイトル）については、興味深いものばかりである。ここ25年ほどの間に国際的な研究の舞台で議論されてきていることをトレースしている研究は、私の知る限り我が国では多くはない。そのためにもまずここに和訳メモをつくることはそれほど意味のないことではないと考えている。また、我が国での関連のご研究をご存知の方、ぜひご教示いただきたいと思います。

以下、著者・文献名（英語）／目次和訳 第○部・第○章の順で記載

p. ⇒部

丸数字と丸なし数値が章 著者は基本的に明記していない、

・ ⇒ 章番号のないもの

(1) Philip Alston and … 『子どもの権利、そして法』。1992

Children, rights, and the law / edited by Philip Alston, Stephen Parker, John Seymour - Oxford [U.K.]

: Clarendon Press. - New York ; Tokyo : Oxford University Press , 1992

・少数者の権利、子どもとして・若者として・未来の大人として／・子どもの権利と子どもの人生／・理論、権利と子ども
上記二論文へのコメント／・もっと真面目に子どもの権利をとりあげること／・子どもの自律と適切な計画／・子ども裁判
の中の子ども。対策なしの権利というのはあり得るのか／・「コントロールのできない」子ども。ケーススタディ 子ども
の権利と親権／・不一致なものを一致させるとは？／・それに反する法というのは在りえるのか 子ども虐待、道徳性、と法
への反映／・公私の対立の限界（前掲報告へのコメント）／・子ども支援 権利と結果／・子どもとの医療的試み／・子ども
の権利 フェミニストによる条約へのいくつかのアプローチ

(2) Jane Fortin 『子どもの権利と発達する法』（1998）ロンドン

Children's rights and the developing law / Jane Fortin (… 3rd ed 2009 未見 北大)

p1.理論的展望と国際的な子どもの権利

①理論的展望／②国際的な子どもの権利(1945年以降の国連と子どもの権利への記述)

p2.相談活動の促進と意思決定

③青年期の自己決定／④子どもの逃亡・解放そしてサポートされる権利／⑤青年の意思決定と健康のケア
青年の意思決定 一般的なケース／困難なケース／⑥学校での相談の促進と意思決定／⑦裁判における子ども 代理制への権利／⑧裁判における子ども 自身の請願を構築する権利／⑨裁判における子ども 子どもの願いと感じていること

p3.子どもの権利と親権

⑩子どもの権利対家族のプライバシー 体罰と財政支援／⑪親の決定と子どもの健康権／⑫マイノリティー集団の子どもの教育権／⑬障害をもつ子どもの教育権／⑭親を知る子どもの権利 血縁の重要性／⑮子どもの知る権利と彼女の親に育てられる権利

p4.保護に対する子どもの権利

⑯虐待された子どもの国家保護に対する権利／⑰国家的ケアの中での保護と国家に対する権利／⑱虐待される子どもの刑法による保護への権利／⑲未成年者法律違反者の権利の保護

p5.結論

子どもの権利コミッショナーあるいは子ども省大臣に関して

(3) Bob Franklin (2001)『子どもの権利ニューハンドブック比較政策と実践』

The new handbook of children's rights : comparative policy and practice / edited by Bob Franklin : hbk, pbk. - London : Routledge , 2002

p1.子どもの権利 概観

p2.子どもの権利法的枠組みの変化

学校／1989年児童法／子どもの権利と若者の正義／批准後の10年／1998年人権法を子どもにも

p3.子どもの権利 行動のケース

医療上の子どもの行為／年齢の低い子どものケアの権利と同意／公衆スペースに対する子どもの権利 環境と門限／性と性教育への権利／権利と障がい児／ケアする子ども 年齢の低い子に関する議論と政策／人権と英国における難民の子ども

p4.子どもの権利 子どもと若者の声を聴くこと

少数者の権利と多数者の心配事 ケアにおける年若い人々の見解／子どもの表現 大人の世界における若い人々の声／調査の中の巻き込まれる若い人々 英国にとっての子どもの権利コミッショナー／シチズンシップ教育その費用を払うのはだれか セーブザチルドレン子どもの権利のセンターでの活動

p5.子どもの権利 比較的展望

中国における子ども期と子ども権利／オーストラリアの子どもの権利機構／ベルギーフランドル地域共同体の子どもの権利コミッショナー／子どもへの体罰の停止への世界的進展 (Newell) /子ども期の外側でストリートチルドレンの子どもの権利 (Ennew) 子どものオンブズマン その概念と発展 (Manfrid Grude Flekkoy)

(4) -1 Michael D.A.Freeman 編 (2003,Vol.1)『子どもの権利』

Children's rights / edited by Michael D.A. Freeman : set, v. 1, v. 2.

p1.起源と初期の思考

①ヤヌシュ・コルチャックと子どもの権利／②救済か自由か 歴史的コンテクストのなかで子どもの権利運動／③子ども

の権利に対する態度 育てるのか自己決定か／④法律のもとの子ども

p2.子どもの権利の理論

⑤子どもはどんな自然権をもつのか 1973／⑥子どもの権利論のテストケース 1976／⑦子どもの権利についての論争 1990／⑧子どもの権利 分析枠組み

p3.子どもの自由

⑨ホルト 子ども期の課題 1975／⑩子ども期の終焉 子ども解放へ向かって 1980

p4.現代の子どもの権利の思考

⑪もっとまじめに子どもの権利をとりあげること 1992／⑫子どもの権利の出現 1986／⑬開かれた未来への子どもの権利／⑭下に向かって流れる権利 1994／⑮子どもの権利 参加とシチズンシップ 1999

p5.いくつかの批判

⑯子どもの権利と子どもの人生 1988／⑰コミュニケーションとしての子どもの権利 1994／⑱なぜ子どもは同権をもつべきか 1994／⑲権利のレトリックその利用と乱用

(4) -2 Michael D.A.Freeman 編 (2003,Vol.2) 『子どもの権利』

p6.フェミニズムと子どもの権利

20.ミノー次世代の権利子どもの権利へのフェミニズムアプローチ 1986／21.子どもの権利条約 フェミニストの画期的出来事 1997

p7.子どもの権利の法律化 (制度化)

22.子どもの権利条約 家族法関係 1991／23.権利は子どものホームを連れて来た 1999／24.子どもの権利を限界の現れ

p8.文化的多様性と子どもの権利

25.子どもの最善の利益原則 1994／26.子どもの権利のアフリカの法律システムへの影響

p9.だれの権利か

27.我々も人間だ。イングランド子どもと若者の子どもの権利に関する展望と意思決定 1999／28.エストニアの子どもたちの権利認識 転換期の団体への影響 1999

p10.子どもの権利の未来

29.子どもの権利の未来／30.子どもの権利条約 子どもへの悪？2000／31.社会再構築に対する子どもの権利の貢献 1996

(5) M.Freeman (2011) 『子どもの権利 進歩と展望』 ライデン・ボストン

Children's rights : progress and perspectives : essays from the International,Journal of Children's Rights / edited by Michael Freeman

・なぜ子どもの権利を真面目に取り上げることが重要であり続けるのか／・未熟出産児の参加する権利／・子ども参加の一理論に向かって／・ハネムーンはもう終わったか。子どもと若い人々の公的意思決定への参加／・子どもの権利条約の非差別原則・年齢とジェンダーの総合、交叉・国際人権法と女児の周辺化／・子どもと宗教／・紛争のなかにある子どもの教育に対するまた教育を通じての中心的権利／・社会的価値を内包する法を通じてのフォスタリング／・スーパーマーケットの棚を越えて／・子どもの健康のニーズにあてた子どもの権利基盤アプローチの利用／・母乳育児 人権問題か／・彼の体で学ぼう規律を。カナダの法律の中の子ども期／・スウェーデンにおける法改革と体罰への態度／・アフリカにおける子どもの権利の保護／・アフリカ権利憲章批判子どもの福祉／・エストニアの子ども権利認識 移行期の社会にとっての影響／・子どもの権利との関連での子ども期の社会学／・下方への権利の流れ／・子どもの世紀再考／・ヤヌシュ・コルチャック その遺産と今日の子どもの権利への関係

(6) Martin D.Ruck (2017)『子どもの権利ハンドブック 世界と多様な展望』

Martin D.Ruck, Michele Peterson-Badali, and Michael Freeman Handbook of Children's Rights.

p1.歴史的展望と現代的展望 子どもの権利と権利条約

①子どもの権利の歴史／②子どもの権利と女性の権利 相互関係と相互依存／③子どもの権利 社会的排除を追放する枠組み／④コンセプトの交叉とコンセプションの変化 子どもと大人の理解と関係／⑤子どもの権利と福祉／⑥子どもの権利条約25年 内容の変化と実施

p2.子どもの権利に関する社会科学と理論的展望

⑦子どもの権利の人類学的な展望／⑧子どもの権利に関する社会学的なアプローチ／⑨子どもの権利の心理学／⑩子どもの権利の哲学的展望／⑪実際の子どもの経済的社会的権利 権利基盤アプローチ世界行動戦略／⑫子どもの進化する能力 神経発達と子どもの権利

p3.法的な、教育的、健康に関するケア他の子どもの権利

⑬健康と子どもの権利／⑭あなたがあなたになる子どもの権利／⑮子どもの人権の尊敬、肉体的高潔さ、害からの保護 それらの世界規模での承認に向かったの進展／⑯続く子どもの虐待とネグレクト／⑰国連の子どもの権利訴訟手続きの方法のなかで何が成立しているのか／⑱学校における子どもの権利の履行／⑲子どもの遊ぶ権利 周辺から中心／⑳精神的な障害をもつ子ども 生命倫理とゲノム学的ジレンマ

p4.子どもの権利に関する世界的なパースペクティブ

21.ストリート環境の中の子どもと未成年 権利とリアリティ／22.子どもの教育権 世界的な展望／23.アフリカとラテンアメリカの統治と子どもの権利／24.子どもの権利の独立した機関／25.子どもの権利とデジタルテクノロジー／26.権利主体としての労働する子ども 労働する子どもの権利の言い分／27.性的搾取からの保護／28.子ども兵

p5.行動の中の子どもの権利

29.書くことの子どもの権利 若い子の児童文学のプロデューサーとしての参加／30.子どもの自由な会と彼らの権利の選択的訓練／31.地方行政への子どもの参加／32.子どもにやさしい街に対する子どもの権利／33.参加のための子どもと未成年の権利基盤研究における目に見える方法 インドネシアとバヌアツ／34.子どもの権利と実践家たちの誤り シェラレオネとケニアの関係諸機関からのレッスン／35.子どもの権利に関する子どもの声 発達心理学からの思考

おわりに

本資料に関して、関心のある方ぜひ、ご連絡いただきたい。連絡先は下記のとおり。

tukamoto@tsc.u-tokai.ac.jp

付記

本稿は、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター2019年度課題研究の採択を受けたものである。